

令和 7 年度モデル地区における高精細 3 D 都市データ作成業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度モデル地区における高精細 3 D 都市データ作成業務

2 委託業務の趣旨・目的

本市では、新京都戦略において、「京都駅周辺を新たなビジネス・交流の創造拠点へ。」と掲げ、まちづくりの取組を進めている。

現在、京都駅前の再生に向けた取組を進めており、今年度は、有識者による会議体を設け、将来像やその実現に向けた方策について議論している。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

本業務は、今後、京都駅前のまちづくりの取組を進めるにあたり、駅周辺の 3 D 都市モデルに対する高解像度なテクスチャの付与や、道路構造物や植栽等の都市設備モデルの追加整備など、高精度なデジタルツインデータを整備することで、まちづくりの将来イメージの検討・可視化や関係者間での共有など、機運醸成や施策の立案につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

4 準拠法令

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）
- (2) 測量法施行令（昭和 24 年政令法律第 322 号、最終改正：令和元年政令第 183 号）
- (3) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号、最終改正：令和 4 年国土交通省令第 7 号）
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年法律第 87 号）
- (5) 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号、最終改正：令和 4 年政令第 37 号）
- (6) 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号、最終改正：令和 4 年国土交通省令第 80 号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (9) 測量法第 34 条で定める作業規程の準則（国土地理院）
- (10) 京都市公共測量作業規程
- (11) 3 D 都市モデル標準製品仕様書

- (12) 3D都市モデル標準作業手順書
- (13) 3D都市モデルの導入ガイダンス版
- (14) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル
- (15) 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書
- (16) 京都市個人情報保護条例
- (17) 京都市情報セキュリティ対策基準
- (18) その他関係法令等

5 提出書類

- (1) 受注者は業務着手にあたり、次の各号にあげる書類を契約締結後 15 日以内に提出し、監督員の承認を得なければ業務に着手してはならない。
 - ア 業務計画書
 - イ 管理技術者通知書、主任技術者通知書、照査技術者通知書、担当技術者通知書
 - ウ 業務工程表
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務組織計画
 - オ 打合せ計画
 - カ 成果品の品質を確保するための計画
 - キ 成果品の内容、部数
 - ク 使用する主な図書及び基準
 - ケ 連絡体制（緊急時含む）
 - コ 使用する主な機器
 - サ 情報セキュリティ対策
 - シ その他
- (3) 業務履行中は 1 箇月単位ごとに進捗度を示した業務履行報告書を提出すること。

6 秘密の保持

本業務において、受注者は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

7 業務内容

(1) 3D都市モデル作成

本業務において作成する地物は、次のとおりとする。

範囲については、巻末の「3D都市モデル作成範囲を示す地図」参照

No.	地物	仕様	数量
1	建築物	LOD3相当+テクスチャ割当て	1式
2	交通（道路）	LOD3相当	1式
3	交通（広場）	LOD3相当	1式
4	都市設備	LOD3相当+テクスチャ割当て	1式
5	植生	LOD2相当+テクスチャ割当て	1式

建築物については、3D都市モデル標準製品仕様書に定義されているLOD3と同等以上の詳細度にて整備し、テクスチャの割当てを行うものとし、詳細は監督員と協議するものとする。なお、駅前広場や塩小路通・烏丸通から視認できない範囲については既存のLOD2を基にすることも可とする。

その他の各地物については、3D都市モデル標準製品仕様書に定義されているLOD3と同等以上の詳細度にて整備し、テクスチャの割当てを行うものとする。

なお、本業務は、国土交通省の3D都市モデル標準製品仕様書に準拠することは必須ではない。

(2) 複数形式作成

多様なソフトウェアでの活用を想定するため、FGDB（ファイルジオデータベース）形式、FBX形式、SKP形式（スケッチアップ）をはじめとする複数のデータ形式に変換すること。また、将来像を共有するにあたり、編集や可視化に適したソフトウェアに対応するデータ形式を提案のうえ作成すること。

FGDBについては、位置情報の付与や変換、修正などの操作を行うことなくArcGISに正確な位置でインポートが可能なデータとすること。

(3) 成果品とりまとめ

ア オープンデータ作成

本作業では、様々な官民の分野・用途で作成した3D都市モデルの利用

を促進するため、オープンデータ用の3D都市モデルを作成する。

イ 成果品のとりまとめ

本作業は、作成した3D都市モデル及びオープンデータ用の3D都市モデルを成果品として取りまとめるものとする。

ウ 業務報告書の作成

本作業は、上記までに作業した内容についてとりまとめ、業務報告書を作成する。

エ G空間情報センターへの搭載調整

本作業は、イ（成果品のとりまとめ）で作成された成果品のうち、オープンデータにかかるデータセットをG空間情報センターにアップロードし、オープンデータとして公開するための調整を行う。

8 配置予定技術者

本業務を担当する受注者の選任する配置予定技術者は、3D都市モデル整備に必要となる高度な技術と十分な実務経験を有した以下に示す技術者を配置するものとする。

なお、3D都市モデル整備について実績を有している技術者（照査技術者を除く）を1名以上配置（重複可能）することとし、配置予定技術者が受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。

技術者区分	資格要件	実績要件（過去10年以内）
主任技術者	・空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格（上級）又は測量士	3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）
照査技術者	・空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格（上級）	3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）
担当技術者	・地理情報標準認定資格（中級）及び測量士	3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）

9 委託業務の進行等

(1) 業務の実施

業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進める。

(2) 進ちよく状況の報告

受注者は、業務進ちよく状況その他必要事項について、適宜、本市に報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受注者の協議によりその解決を図るものとする。

10 業務の成果

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る各全ての電子データは外付けHDDに格納し、納品するものとする。

No.	成果品	数量	単位	備考
1	3D都市モデル関連（オープンデータ兼用）			
	3D都市モデル（FGDB形式）	1	式	※
	3D都市モデル（FBX形式）	1	式	※
	3D都市モデル（SKP形式）	1	式	※
	3D都市モデル（IFC形式）	1	式	※
2	打合せ記録簿	1	式	
3	業務報告書	1	式	
4	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	

※ 各形式のデータがアプリケーションで円滑に表示・編集できることを納品時に確認できるようにすること。

11 打合せ等

- (1) 受注者は、本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。また、作業打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務における打合せの時期は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

12 成果品の帰属

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受注者が成果品に関する著作権等を有する場合においても、発注者及び発注者指定の物に対してこれを行わないものとする。

13 損害賠償

受注者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

14 不備訂正

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度

作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

15 品質確保

受注者は、本業務における成果品の品質を確保するため、ISO 9001 に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。

なお、受注者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

16 情報保護

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は、ISO/IEC 27001 (ISMS) 及び JIS Q15001 (PMS) に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

17 関係官公庁への手続き等

受注者は、測量の実施に先立ち、必要に応じて道路交通法の規定に基づく道路使用許可を得なければならない。許可を得た場合は、その写しとともに申請に添付した資料について、監督員に提出すること。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 道路使用許可（写し） | 1 部 |
| (2) 添付資料 | 1 部 |

18 身分証明書

- (1) 現地調査、測量業務を実施する場合、作業班のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- (2) 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等から請求があった時は、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明に基づき、発注者が交付するものとする。
- (4) 受注者は、業務が完了した場合または契約が解除された場合等、身分証明書が不要となった時は、遅滞なく発注者に返却するものとする。

19 貸与資料

発注者は、受注者に以下の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。また、発注者が返却を求め

たときは、速やかに返却しなければならない。

- (1) 航空写真測量成果（日本測地系）
- (2) 数値地形図データ（都市計画基本図）（DM形式・地図情報レベル2500）
- (3) 3D都市モデル(CityGML形式)及び関連成果品（拡張製品仕様書含む）
- (4) その他、発注者が認める資料・データ

20 業務カルテ作成・登録

受注者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づく業務カルテを作成し、発注者の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は（一財）日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を発注者に提出しなければならない。なお、業務カルテの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後10日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後10日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日曜日及び祝日等を除き、10日以内

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

21 完了検査

受注者は、すべての業務が完了したときには、本仕様書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

受注者は、前条における成果品について発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定

めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

22 業務数量の変更等

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者協議の上本契約を変更出来るものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については発注者の設計変更図書に基づくものとする。

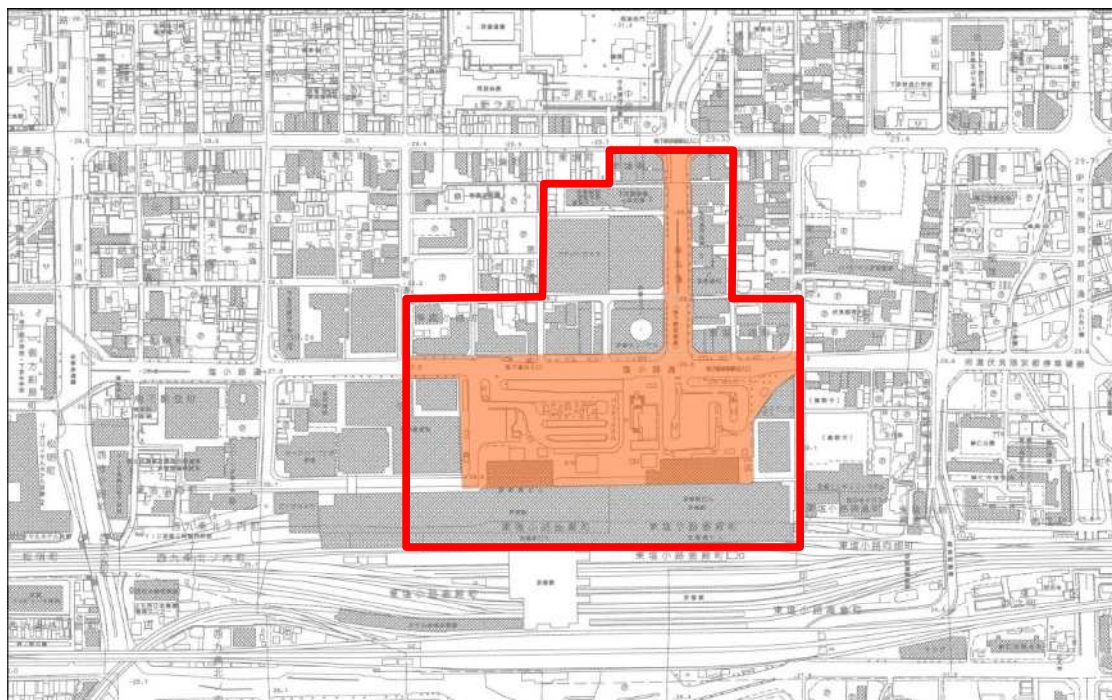
業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。


23 納入期限及び納入場所

本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 納入期限 令和8年3月27日
- (2) 納入場所 京都市都市計画局まち再生・創造推進室

3D都市モデル作成範囲を示す地図



凡例	整備必要性
	交通（道路）、交通（広場）、都市設備、植生
	建築物